

試験に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 学則に定める授業科目の試験に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 試験

(試験)

第2条 定期試験は、原則として学期末毎に実施するが、必要あるときは随時これを行うことができる。

2. 原則として、前期科目は前期末に、後期科目は後期末に定期試験を実施する。ただし、授業科目のうち実習及び実技等を行うものにおいては、授業時間内に試験を実施し、定期試験期間内で実施しないこともある。

3. 授業科目によっては、別の方法により定期試験に替えることができる。

(試験実施の掲示)

第3条 試験の授業科目、日時等は、原則として1週間前までに掲示する。

(受験資格)

第4条 次の各号に該当する者は、受験資格がない。

- (1) 各授業科目の出席が総授業回数の3分の2に満たない者
- (2) 定期試験開始より30分以上遅刻した者
- (3) 追試験、再試験に関わる手続きを終えていない者

(試験実施中の退室)

第5条 試験開始後30分間及び試験終了前5分間は退室できない。

(受験心得)

第6条 定期試験の受験に際しては、次に掲げる事項を守らなければならない

- (1) 受験者は、監督者の指示に従うこと。
- (2) 受験者は、必ず学生証を持参し、受験中これを机上に提示しておくこと
- (3) 不正行為は絶対に行わないこと

2. 試験中に不正行為をした者、あるいは不正行為があったと認められた者については、当該試験は不合格とし、懲戒規程によって処分する。

(追試験)

第7条 第2条で規定する試験を受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(追試験の受験資格)

第8条 前条の規定に基づく追試験を受験できる者は、次の各号の1に該当する者で、学校長が認めた者とする。

- (1) 病気及び負傷のため、登校できなかった者
- (2) 火災、風水害、交通事故及び交通遮断などで登校不能となった者
- (3) 忌引きのため受験できなかった者
- (4) その他学校長がやむを得ないと認めた者

(追試験受験の手続き)

第9条 追試験を希望する者は、当該科目の試験実施日以降すみやかに、担任に申し出をし「追試験手続き許可証」を受け取り、事務局にて「追試験手続き許可証」を提出し、追試験手続きを行わなければならない。

2. 前条第1号、第2号及び第3号の規定に該当する者は、受験できなかった理由を証明する書類を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 総合評価で不合格であった者は、1回限り再試験を受けることができる。

2. 前項により再試験を希望する者は、成績発表後すみやかに、事務局にて再試験料1科目につき2,000円を納入し、再試験手続きを行わなければならない。

(追、再試験実施の掲示)

第11条 追試験、再試験の教科目及び日時等はその都度掲示する。

附 則

この規定は令和2年4月1日から施行する。